

公益財団法人新国立劇場運営財団 一般事業主行動計画
「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」

長期的に活躍できる雇用環境を整備することで、全ての職員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定しています。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

・育児休業制度等に関する目標

目標1:男性の育児休業またはそれに準じる制度の周知徹底と制度の活用。

目標2:女性の育児休業取得率100%を維持する。

<取組内容>

令和4年4月～

・育児休業やそれに準じる制度について、イントラサイトへの掲載やメール等での通知を引き続き行い、職員の制度活用を促す。

・育児休業取得者や育児経験者に対して制度の利用状況等に関する調査を実施し、より働きやすい環境整備を検討する。

・多様な働き方に関する目標

目標3:年次有給休暇や夏季休暇の取得を促進する。

<取組内容>

令和4年4月～

・年次有給休暇及び夏季休暇の取得率を定期的に算出し、取得率の低い部署や職員については職員とその管理監督者に対し取得を促すとともに、職場環境の整備を促す。

・全館休館日の増加などによる年次有給休暇の計画的付与や時差出勤の拡大を検討する。

・長時間労働の是正に関する目標

目標4:フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月45時間未満に抑える。

目標5:月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者をゼロにする。

<取組内容>

令和4年4月～

・長時間労働のあった職員とその管理監督者に対し、原因を分析し、人員配置や組織の見直しを含めた改善依頼を実施していく。

・管理職比率に関する目標

目標6:管理職に占める女性の割合について、産業ごとの平均値(生活関連サービス業、娯楽業:12.4%)以上を維持する。

<取組内容>

令和4年4月～

・女性の育成に関する意識を醸成するため、管理職員に対して女性の活躍推進及び能力発揮に向けた研修の実施を検討する。